

地域計画策定に係る説明会(南部地区)

日時:令和6年11月26日(火)

18:00～

場所:西郷村文化センター 大研修室

次 第

1. 開会

2. あいさつ

3. 内容

(1) 地域計画(素案)について ……資料 1
計画区域設定及び目標地図素案並びにスケジュール

(2) 令和7年4月以降の農地の貸借について ……資料2

4. 閉会

地域計画(素案)について

1. これまでの経緯

これまで、当村では「西郷地区人・農地プラン」を作成・実行してきました。「人・農地プラン」とは、地域における将来的な農地利用の在り方を描いていくもので、持続可能な農業の実現に向けて、認定農業者等を地域農業を牽引する中心的経営体として位置づけ、農地中間管理事業の円滑な推進を図るための手段として、平成24年に開始されました。

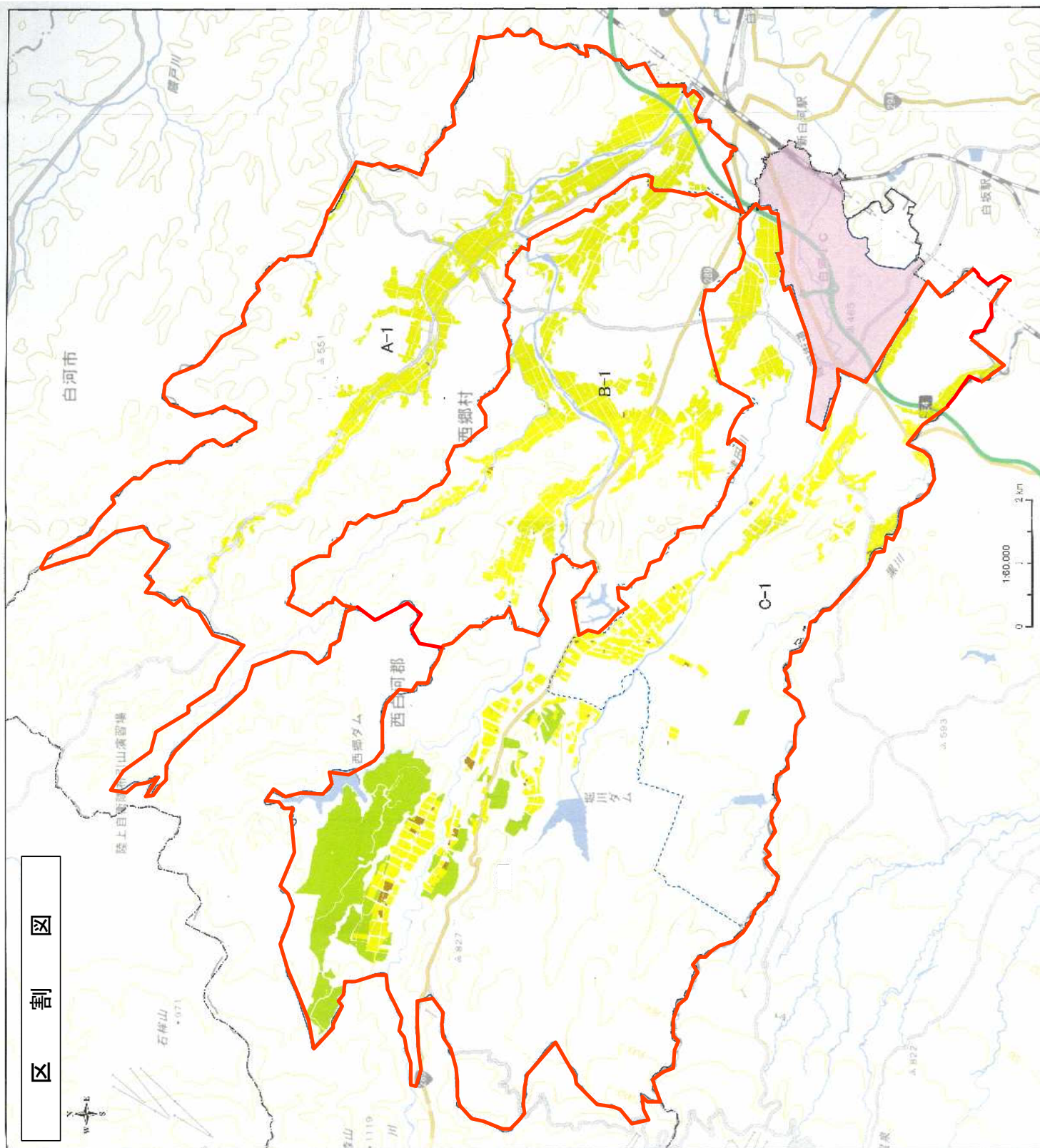
今後、地域農業は高齢化や人口減少の本格化により農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されます。このため「人・農地プラン」を法定化し、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する「地域計画」へと移行し、それを実現すべく、地域内外から農地の受け手を幅広く確保しつつ、農地バンクを活用した農地の集約化等を進めていくこととなります。「地域計画」ではこの「人・農地プラン」を土台に、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、農業を担う者ごとに利用する農用地等を定め、これを地図に表示する「目標地図」を作成することとなります。農業経営基盤強化促進法等の改正法が令和5年4月1日に施行され、「地域計画」については令和7年3月末までに策定することとされております。

2. 地域計画(素案)について

地域計画の原型となる「西郷地区人・農地プラン」では、高齢化や担い手不足が心配される中、地域内の農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者（認定農業者・認定新規就農者等）を位置づけ、当該地域における農業のあり方などを明確化し、村内全域を1つの「人・農地プラン」としていました。今後、高齢化や人口減少の本格化により農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されます。農地を利用しやすくするよう、農地の集約化等の取組みを加速化することが喫緊の課題であり、区域の見直し及び農地の出し手、受け手の意向等反映した目標地図を作成するものです。

区域につきましては、村内を「北部」「中部」「南部」の3地域に分け、農業振興地域農用地区域の農地を計画に位置付け、認定農業者及び認定新規就農者を中心に、将来耕作面積を拡大する意向のある農業者等について、地域内の農業を担う者として位置づけます。

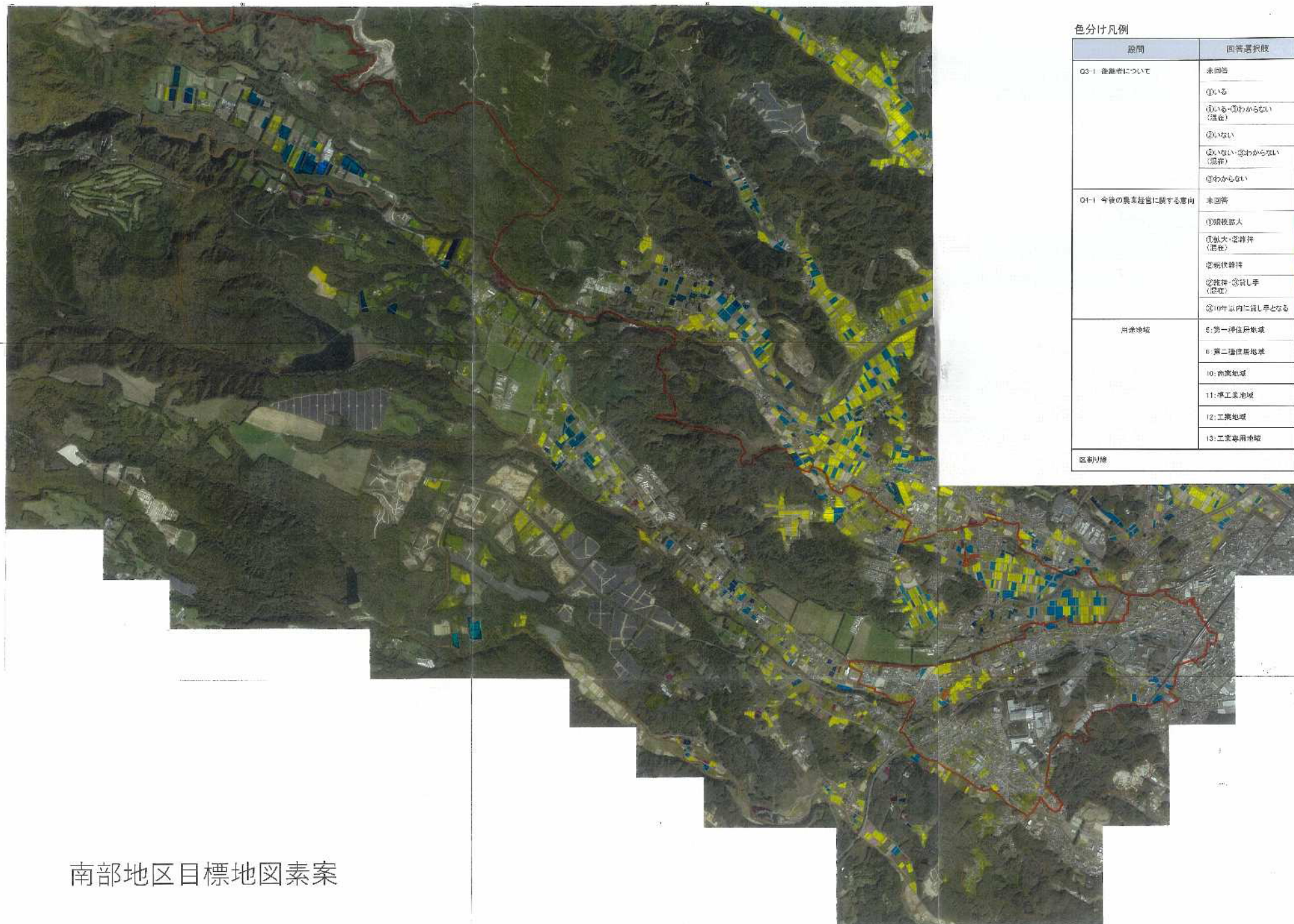
区 割 図



地区番号	地区名
A-1	北部地区
B-1	中部地区
C-1	南部地区

凡例	
---	行政界
---	地区界(A-1等)
□	農業振興地域界
■	農用地区域(農地)
■	農用地区域(農業用施設用地)
■	農用地区域(採草放牧地)
■	市街化区域

背景地図は、地印院タイル（淡色地図）を使用したものである。



色分け凡例

設問	回答選択肢	凡例
Q2-1 後継者について	未回答	(線なし)
	①いる	
	①いる・②わからない (混合)	
	②いない	
	②いない・③わからない (混合)	
	③わからない	
Q4-1 今後の農業経営に関する意向	未回答	
	①継続拡大	
	①拡大・②維持 (混合)	
	②維持・③縮小 (混合)	
	③縮小・④廃止 (混合)	
農業地域	⑤10年以内に廃止となる	
	⑥第一種住居地域	
	⑦第二種住居地域	
	⑧商業地域	
	⑨工業地域	
区劃界	⑩工業専用地域	
	⑪工業地域	
	⑫工業専用地域	

南部地区目標地図素案

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	()
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	西郷村 7461
地域名 (地域内農業集落名)	南部地域 (由井ヶ原、川谷、報徳、芝原、一の又、伯母沢、黒森、黒川、原中、原中開拓、山下、上新田、下新田)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	1,856.2 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	1,856.2 ha
② 田の面積	996.8 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	859.4 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	201.7 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	211.7 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

西郷村は、福島県中通り地方の最南端、阿武隈川の源流に位置する農業地帯である。地区の基幹産業である農業は、稲作又は畜産を主体とした単一経営が主であったが、近年、高原野菜・施設野菜・花き・稲WCS・大豆・そば・小麦などの栽培を取り入れて、農業経営の改善を図る事例も増えてきている。今後、後継者の不足、高齢化の進展による離農者の増加で、担い手への農地集積が進展していくと予想されるが、特に水稻部門においては、農外収入の多い第2種兼業農家が大半をしめており、農業継続意思も強いと、緩やかに農地集積が図られると予想される。このため、西郷村においては、農地の保全と担い手の育成を図っていく必要がある。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

・稲作を主要作物としつつ、地域内の畜産農家への飼料供給として稲WCSや青刈りとうもろこしといった飼料作物の作付けを推進し耕畜連携の取り組みを行っていく。また土地利用型作物として大豆、小麦の生産による2年3作の生産に挑戦し、農業を担う者を含めて栽培方法を確立する。また、減農薬、減化学肥料の取り組み等による環境負荷低減に資する取り組みを進めていく。高収益作物(ブロッコリー、きゅうり等)の取り組み拡大を図っていく。

・本村の農業従事者は、年々減少するとともに高齢化が増加している。このような状況を踏まえ、農業がその生産力を十分に発揮し、持続的に発展していくため、本村の農業の中核を担う認定農業者や認定新規就農者、集落営農組織など、意欲ある担い手を確保し、担い手への農地集積を進める。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地利用集積を進め、安定的な農業経営の育成を支援していくことが地域農業の活性化と耕作放棄地の発生抑制、解消に繋がることから、農地中間管理機構を十分に活用し、担い手への農地の集積を進める。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	50	%	将来の目標とする集積率
			80 %

(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標
地域の農地を引き受けすることとしている担い手への集積、集約化を進め、団地面積の拡大を図る。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農業委員、農地利用最適化推進委員等と調整し、農地バンクを通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方法
地域全体を農地バンクに貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際、農業委員、農地利用最適化推進委員等と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3)基盤整備事業への取組
傾斜が見込まれる中山間地に位置することから、農地の大区画化等の基盤整備については調査検討が必要。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、村及び県並びにJA等関係機関と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
作業の効率化が期待できる防除作業等は、JA等への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

①地域と有害鳥獣対策専門員による鳥獣被害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや、連絡網の整備や新たな捕獲人材を募集し、地域で育成していく。
 ②地域の特産物となるべく水稲について、段階的に減農薬・減肥料農業の推進を図っていく。
 ③規模拡大に伴う、労働力不足を補うため(ドローンや水管理システムなど)有効活用を図る。
 ⑦由井ヶ原守の会、堀川源流イン芝原保全会、谷津田川源流保全会、小田倉水利組合、山下・中島耕地組合における地域資源の適切な保全管理に向けた計画は別紙のとおり。
 ⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮の上、出荷・調製施設を整備し、農業用施設の集約化を進める。
 ⑨地域で生産された飼料作物(稲WCS、青刈りとうもろこし)は、一般財団法人西郷村農業公社で調整の上、地域の畜産農家に供給し、供給を受けた畜産農家からの家畜排せつ由来堆肥は、飼料作物栽培に取り組む生産者などに供給する。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	0経営体		0 ha	0 ha		0 ha	0 ha		

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
- 2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
- 3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
- 4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
- 5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
1		ラジコンヘリ防除	水稻
2		飼料作物収穫	稲WCS、青刈りとうもろこし
3		飼料作物収穫	青刈りとうもろこし
4		飼料作物収穫	青刈りとうもろこし
5		飼料作物販売調整	稲WCS、青刈りとうもろこし

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

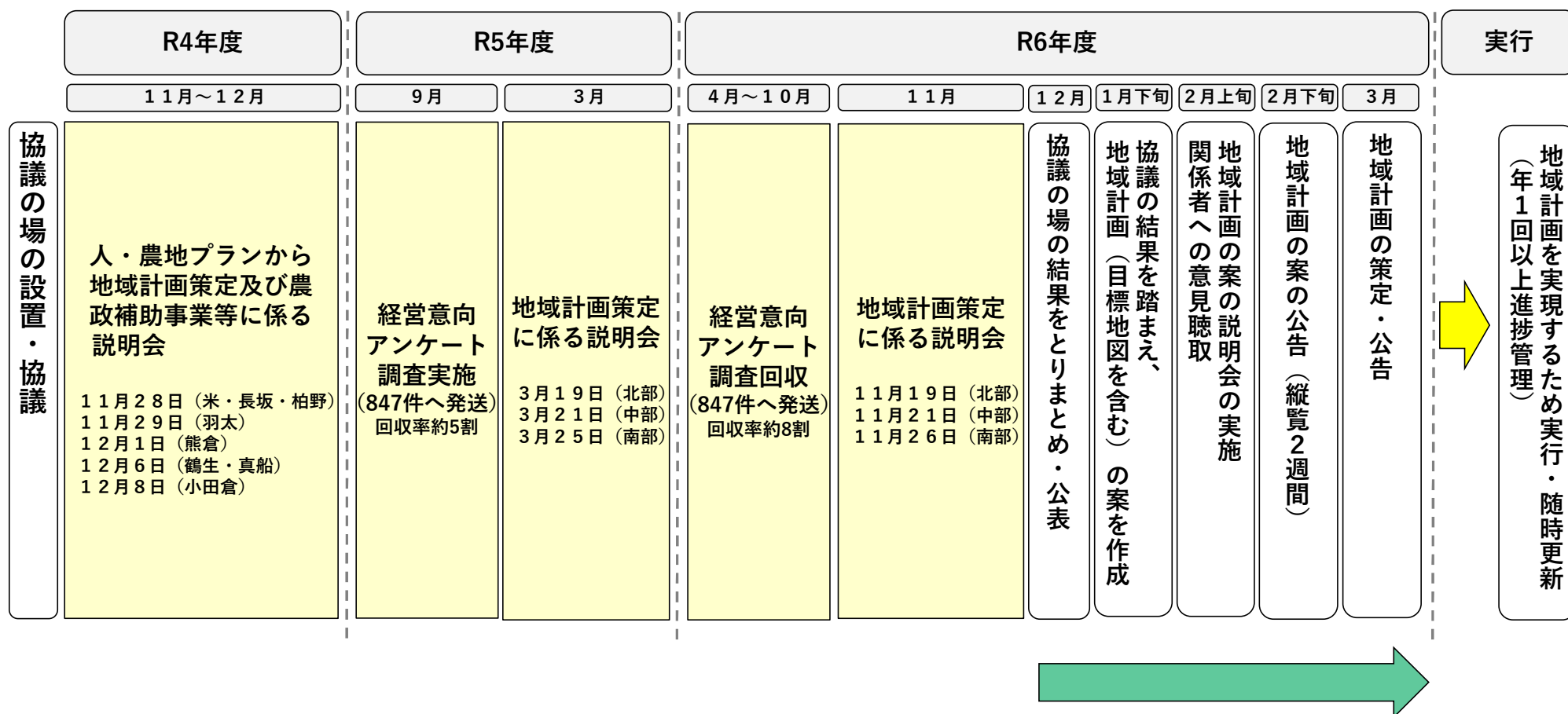
また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

	属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度: 令和 年度)				
			経営作目等	経営面積	作業受託 面積	経営作目等	経営面積	作業受託 面積	目標地図上 の表示	備考
1	認農		野菜	1 ha	ha	野菜	1 ha	ha		
2	認農		野菜・花卉	0.4 ha	ha	野菜	1.3 ha	ha		
3	認農		乳用牛	0 ha	ha	乳用牛	0 ha	ha		
4	認農		飼料作物・乳用牛	24 ha	ha	飼料作物・乳用牛	28 ha	ha		
5	認農		飼料作物・乳用牛	19.2 ha	ha	飼料作物・乳用牛	20.2 ha	ha		
6	認農		飼料作物・乳用牛	25 ha	ha	飼料作物・乳用牛	25 ha	ha		
7	認農・法		飼料作物・乳用牛	51 ha	ha	飼料作物・乳用牛	58 ha	ha		
8	認農		飼料作物・乳用牛	8.5 ha	ha	飼料作物・乳用牛	7.1 ha	ha		
9	認就		野菜	0.3 ha	ha	野菜	1.5 ha	ha		
10	認農		花き	0.3 ha	ha	花き	0.5 ha	ha		
11	認農		飼料作物・肉用牛肥育	1.6 ha	ha	飼料作物・肉用牛肥育	1.6 ha	ha		
12	認農		水稻	4.6 ha	ha	水稻	5.1 ha	ha		
13	認就		飼料作物・肉用牛繁殖	3.2 ha	ha	飼料作物・肉用牛繁殖	6 ha	ha		
14	認農		水稻・野菜	2.6 ha	ha	水稻・野菜	3.7 ha	ha		
15	認農		水稻	8.3 ha	ha	水稻	8.5 ha	ha		
16	認農		飼料作物・乳用牛	9.5 ha	ha	飼料作物・乳用牛	9.5 ha	ha		
17	認農・法		野菜	1.1 ha	ha	野菜	1.5 ha	ha		
18	認農		飼料作物・乳用牛	20 ha	ha	飼料作物・乳用牛	22 ha	ha		
19	認農		水稻	1.5 ha	ha	水稻	3 ha	ha		
20	認農		水稻	7.5 ha	ha	水稻	7.5 ha	ha		
21	認農・法		飼料作物・乳用牛	33 ha	ha	飼料作物・乳用牛	36 ha	ha		
22	認農		水稻	1.4 ha	ha	水稻	2 ha	ha		
23	認農		水稻	1.5 ha	ha	水稻	1.5 ha	ha		
24	利用者		水稻	1.7 ha	ha	水稻	2.8 ha	ha		
25	認農		水稻	1.4 ha	ha	水稻	2.4 ha	ha		
26	認農		水稻	2.7 ha	ha	水稻	4 ha	ha		
27	認農		水稻	2.3 ha	ha	水稻	3.3 ha	ha		
28	認農		水稻・乳用牛育成	5.5 ha	ha	水稻・乳用牛育成	5.5 ha	ha		
29	認農		水稻	14.1 ha	ha	水稻	14.1 ha	ha		
30	認農		飼料作物・乳用牛	17.3 ha	ha	飼料作物・乳用牛	20 ha	ha		
31	認農		水稻	8 ha	ha	水稻	8 ha	ha		
32	認農		水稻	11.5 ha	ha	水稻	15 ha	ha		
33	認就		水稻・野菜	2.4 ha	ha	水稻・野菜	7.6 ha	ha		
34	認農		水稻	4.7 ha	ha	水稻	4.7 ha	ha		
35	認農		水稻	6.1 ha	ha	水稻	6.1 ha	ha		
36	認農		水稻・野菜	20 ha	ha	水稻	30.2 ha	ha		
37	認農		水稻	1.9 ha	ha	水稻	5 ha	ha		
38	認農		水稻	2.3 ha	ha	水稻	3.7 ha	ha		
39	認農		水稻・飼料作物	3.2 ha	ha	水稻・飼料作物	5.8 ha	ha		
40		合計		330.6 ha	ha		388.7 ha	ha		
41				ha	ha		ha	ha		
42				ha	ha		ha	ha		
43				ha	ha		ha	ha		
44				ha	ha		ha	ha		
45				ha	ha		ha	ha		
46				ha	ha		ha	ha		
47				ha	ha		ha	ha		
48				ha	ha		ha	ha		
49				ha	ha		ha	ha		
50				ha	ha		ha	ha		
51				ha	ha		ha	ha		
52				ha	ha		ha	ha		
53				ha	ha		ha	ha		
54				ha	ha		ha	ha		
55				ha	ha		ha	ha		
56				ha	ha		ha	ha		
57				ha	ha		ha	ha		
58				ha	ha		ha	ha		
59				ha	ha		ha	ha		
60				ha	ha		ha	ha		
61				ha	ha		ha	ha		
62				ha	ha		ha	ha		
63				ha	ha		ha	ha		

今後のスケジュール



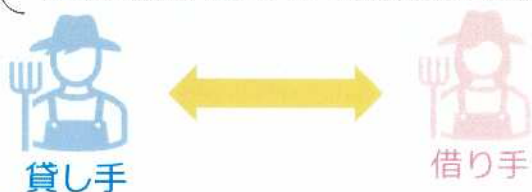
農業者の皆様へ

**農地の貸し借りは、令和7年4月から、
原則として 農地バンク 経由になります！**
(福島県農業振興公社)

〈 現 行 〉

相対の農地の貸借（※1）

令和7年3月までに決定された
ものであれば、4月以降も
その終期が来るまでは有効となる



〈 令和7年4月以降 〉

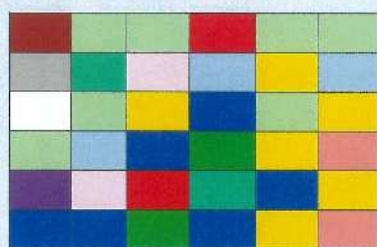
目標地図（※2）の実現に向けた
農地バンクによる農地の貸借



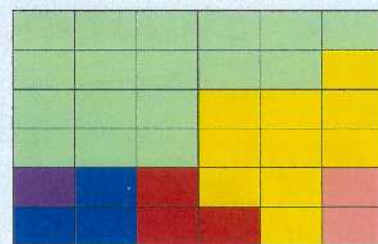
※1 市町村が作成する農用地利用集積計画

※2 目標地図：市町村の作成する地域計画において、農地一筆ごとに将来、
誰が耕作するのかを示した、地域農業の未来設計図。随時更新が可能。

それぞれの農地が
バラバラに混在...



農業者ごとにまとめて
使いやすく！



農地の貸し借りは農地バンクを経由した方法に一本化し、農地バンクが分散した農地をまとめて借り受け、必要に応じて整備した上で、農地の受け手が使いやすい形で農地を貸し付けていきます！

農地の貸し借りは
農地バンクへ
農林水産省

農地バンク活用には 各種メリットがあります！



貸し手のメリット

- 賃料は農地バンクから確実に振り込まれる
- 貸した農地は、貸付期間終了後、返却されるので安心
- 農地バンクに貸し付けた農地について、税制優遇が受けられる

借り手のメリット

- まとまった農地を長期間、安定的に借受できる
- 複数所有者から農地を借りる場合であっても、賃料支払や契約事務について、農地バンクが契約を一本にまとめてくれる
- 貸し手の相続時の対応は、農地バンクが行ってくれる

地域のメリット

- 機構集積協力金が交付される（使い道は地域で自由に決定）
- 農家負担ゼロの条件整備が受けられる

* 農地バンク制度の詳細は、農林水産省HPをご利用ください！

<https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/kikou/nouchibank.html>

農地バンク/農地中間管理機構

検索



農地バンクを活用した農地の貸し借りのご相談は**西郷村産業振興課**まで！



〈権利設定のイメージ〉



お問い合わせ先

西郷村産業振興課
西郷村農業委員会

電話番号：0248-25-1116
電話番号：0248-25-2946

農林水産省

(市町村経由)
(福島県農地中間管理機構)
公益財団法人福島県農業振興公社理事長 様

令和 年 月 日

申込内容確認(捺印)	
市町村	農業委員会

〒
住所
フリガナ
氏名
生年月日
電話番号



下記の農用地等について貸貸したいので、申し込みます。
□ 別紙の個人情報の利用目的に同意する場合はレ点を付けてください。

1 貸貸を希望する農用地等

番号	地域計画 区域名	所在地			地籍	区番	公簿 地目	現況 地目	公簿面積 (㎡)	契約面積 (㎡)	内容 (作物名)	希望 貸借料 (円/10a)	貸借期間の 希望終期	農地借受者氏名	土地附属物 の有無
		市町村	大字	字											
													R 12.31		
													〃		
													〃		
													〃		
													〃		
													〃		
													〃		
													〃		
													〃		
													〃		
													〃		
													〃		
													〃		
													〃		

2 承諾等事項

- 以下の(1)～(2)について承諾します。(※チェック欄に、✓を記入する)
- (1) 15年以上の借受期間を設定した農用地等については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがあること。

(2) 土地改良区への賦課金等に関しては、未納徴がないこと。
- 4 貸付希望の内容 (1) 新規の貸付 (2) 更新 (3) その他

5 贈与税等納税猶予の対象有無
(1) 猶予(有・無) (2) 有の場合の税種別(贈与税・相続税)
- 3 機構集積協力金交付希望有無
(1) 希望有(集積・集約・経営転換) (2) 希望無

別紙

利用目的

当公社は、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)に基づき、あなたの個人情報について下記の業務及び利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。
また、この範囲を超えた取扱いいたしません。

記

- 1 当公社の農地中間管理事業等の業務
- (1) 農用地等の貸借の契約
- (2) 地域農業の改善のため集落などを対象とした集約的な土地利用の調整
- (3) その他当公社が法令等により行うことができる業務及びこれらに付随する業務
- 2 当公社における利用目的
- (1) 1の業務に係る土地の所在と権利関係を確認するため
- (2) 1の業務に係る審査と判断に利用するため
- (3) 1の業務に関する実績の管理、統計、分析など業務の参考となる資料の作成のため
- (4) 本人であることの確認のため
- (5) 登記手続きに必要な書類の収集、確認、作成のため
- (6) 主務省及び監督官庁への報告など適切な業務の遂行に必要な範囲での第三者への提供のため
- (7) 賃借料などの決済、精算のために必要な範囲での金融機関等への提供のため
- (8) 各種証明書、請求書、領収書、口頭振替案内等のご案内や各種情報の提供のため
- (9) 契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- (10) その他、取引を適切かつ円滑に履行するため
- (11) 情報開示を希望した耕作者への情報の提供
- 3 当公社以外の利用目的
- (1) 1の業務に係る市町村における農用地利用集積等促進計画の作成のため
- (2) 1の業務に係る公社からの業務委託先による書類の作成、賃借料精算等の業務のため
- (3) 機構関連事業(土地改良法第87条の3第1項)の土地改良事業に係る農又は土地改良区における事業計画作成等の業務のため

受付番号：

令和 年 月 日

၉၂

生年月日
(法人設立年月日)
電話番号

申込内容確認(捺印)	
市町村	農業委員会

☐ 別紙の個人情報の利用目的に同意する場合はレ点を付けてください。

[illegible]

利用日的

当社は、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)に基づき、あなたの個人情報について下記の業務及び利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。また、この範囲を越えた取扱いいたしません。

५३

- (1) 農用地等の賃借の契約
- (2) 地域農業の改善のため集落などを対象とした集団的な土地利用の調整
- (3) その他当公社が法令等により行うことができる業務及びこれらに付随する業務

- (1) 1の業務に係る土地の所在と権利関係を確認するため
- (2) 1の業務に係る審査と判断に利用するため
- (3) 1の業務に関する実績の管理、統計、分析など業務の参考となる資料の作成のため
- (4) 本人であることの確認のため
- (5) 登記手続きに必要な書類の収集、確認、作成のため
- (6) 主務省及び監督官庁への報告など適切な業務の遂行に必要な範囲での第三者への提供のため
- (7) 貸借料などの決済、精算のために必要な範囲での金融機関等への提供のため
- (8) 各種証明書、請求書、領収書、口座振替案内等のご案内や各種情報の提供のため
- (9) 契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- (10) その他、取引を適切かつ円滑に履行するため
- (11) 情報開示を希望した農地所有者への情報の提供

(1) 1の業務に係る市町村における農用地利用集積等促進計画の作成のため
(2) 1の業務に係る公社からの業務委託先による書類の作成、賃借料料算等の業務のため
(3) 機機関連事業（「地改良法第87条の3第1項の」）地改良事業に係る県又は「地改良区」における事業計画作成等の業務のため

利 用 権 の 設 定

受付コード	利用権の設定を受ける者(A)	(住所) 福島県福島市中町8番2号	(氏名又は名称) 公益財団法人 福島県農業振興公社 理事長 ○○ ○○	区分地区世帯	認定の有無
登録	1. 所 規 利用権を設定する者 (B) 2. 可設定	(住所) 福島県○○	(氏名又は名称) ○○ ○○(農地所有者)	区分地区世帯	

利用権を設定する土地(C)	利用権の設定内容(D)				利用権を設定する土地(E)以外の権限者等(F)				その他		
利用所 大字 小字	地番 地目	面積 ㎡	内 容	始 期	終 期	借 賃 (円)	借 貸 支払方法	利用権 住 所		氏名又は 名 称	権限の 種 類
以て余白		田	水田として利用		○○○.12.31		※9.欄記載のとおり 賃借権				毎年12月15日(金融機関休業日の場合は直前の営業日)に所有者指定の口座に福島県農業振興公社が振り込む。 手数料として毎年金○○円を徴収する。
合 計		田					正				

この計画に同意する (住所) (氏名又は名称)

利用権の設定を受ける者	福島県福島市中町8番2号	公益財団法人 福島県農業振興公社 理事長 ○○ ○○	印
利用権を設定する者 及び借賃の支払いを受ける者	福島県○○	○○ ○○(農地所有者氏名)	印
利用権を設定する者以外の者で利用権を設定する 土地につき所有権その他使用収益を有する者			印

別紙のとおり

利用権利設定

設 計 書	区 画 図	地 籍 図	分 割 図	権利の設定を受ける者(A)	(住所) 福島県○○	(氏名又は名称) ○○ ○○(耕作者氏名)	(氏名又は名称) 公益財団法人 福島県農業振興公社 理事長 ○○ ○○	(認定の有無) 有 無
				1. 新 規 2. 再設定	(住所) 福島県福島市中町8番2号			

権利を設定する土地(C)		権利の設定内容(D)				権利を設定する土地(B)以外の関係者等(E)							
区域 大 小	所 在 地 名	地 番 校 番	面 積 ㎡	内 容	始 期	終 期	借 賃 (円)	消費 支払方法	権利の 種類	住 所	氏名又は 名 称	権限の 種 類	その他
		田		水田 として利用		R○○. 12. 31		*別添記載 のとおり	貸借株				
以下空白													毎年11月20日（金融機 関休業日の場合は翌金 曜日）に貸借人指定の 口座から福島県農業振 興公社が引き落とす。
													支払期日までに借賃を 支払わなかったときは、 支払日の翌日から 支払日までの日数に応 じ支払わなかった額に つき年14. 5%の割合で 計算した額の延滞利息 を支払うものとする。
													手数料として毎年金〇 円を徴収する。
合 計	田	筆						円					

この計画に同意する。 (住所) (氏名又は名称)

権利の設定を受ける者	福島県○○	○○ ○○(耕作者氏名)	印
権利を設定する者 及び借賃の支払いを受ける者	福島県福島市中町8番2号	公益財団法人 福島県農業振興公社 理事長 ○○ ○○	印

権利を設定する者以外のもて権利を設定する
土地につき所有権その他使用収益を有する者

印

別紙のとおり